

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び魚津市契約規則(平成29年魚津市規則第4号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月6日

魚津市長 村椿 晃

1 業務の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 入札番号 | 都第1794号 |
| (2) 業務名 | 魚津市民バス(市街地巡回ルート東・西回り)運行業務 |
| (3) 運行場所 | 魚津市 市街地一円 |
| (4) 業務期間 | 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年間) |
| (5) 業務内容及び仕様 | 別紙仕様書のとおり |
| (6) 予定価格 | 金44,440,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| (7) 調査基準価格の設定 | あり |
| (8) 入札の方法 | 入札書等を郵便又は持参により受付け、開札後に入札参加資格の有無を確認する、条件付き一般競争入札による方法とする。 |
| (9) 開札日時 | 令和5年3月15日(水)午前10時00分 |
| (10) 開札場所 | 魚津市役所 3階 第8会議室 |
| (11) 入札保証金 | 魚津市契約規則(平成29年魚津市規則第4号)第8条及び第22条の規定により免除 |
| (12) 契約保証金 | 魚津市契約規則第32条第1項第3号の規定により免除 |
| (13) 契約締結の日 | 落札の日から7日以内。ただし、この日の算定には、土曜日、日曜日及び祝日は含まないものとします。
<u>消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。</u> |
| (14) 入札書記載金額 | |

2 入札参加に必要な資格要件

本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者である。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は再生計画が認可された者を除く。)
- (3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)の適用となる団体でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 公告開始時点で道路運送法第4条の許可を有しており、かつ、富山県内に本社、支店、営業所等を有し、令和5年3月31日までに魚津市内に本社、支店、営業所等を有していること。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 入札の時点で入札参加資格を有すること。(指名停止処分を受けていないこと。)
- (8) 公告開始時点で、過去に富山県内で路線バス、コミュニティバス、デマンド交通及び自家用有運送のいずれかの輸送実績があること。

3. 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	場所及び注意事項
入札の公表	令和5年3月6日(月)公告時から 令和5年3月15日(水)まで	魚津市ホームページに掲示 (注1)
質問の受付	令和5年3月6日(月)公告時から 令和5年3月10日(金)午後5時15分まで (土日祝日は含まない。)	魚津市都市計画課 FAX(0765)23-1066 ※提出方法はFAXのみ。 ※質問がない場合は送付不要。
回答の公表	質問を受けた日の翌々日(土日祝日は 含まない。)までに回答	魚津市ホームページに掲示 (注1)
入札書の 提出方法	持参若しくは郵送(一般書留又は簡易 書留のいずれか) (これ以外の方法により提出されたも のは受理しない)	<提出先> 〒937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1 魚津市 役所都市計画課まちづくり交 通係 あて(注2)
入札書到着期限	令和5年3月14日(火) 午後5時15分まで	提出先に到着する期限(必着)
開札立会希望	令和5年3月14日(火) 午後5時15分まで	魚津市都市計画課へ事前連絡(注3) FAX(0765)23-1066
開札日時	令和5年3月15日(水)午前10時00分	魚津市役所3階 第8会議室
入札回数	1回	

(注1) 魚津市ホームページ → 暮らし・手続き → 交通 → バス

(注2) 入札書を郵送した場合は、「書留・特定記録郵便物受領証」のコピーを都市計画課へFAXしてください。

(注3) 開札の立会いを希望する入札参加者は、魚津市都市計画課へ事前に連絡(開札立会希望連絡書をFAX送信)してください。なお、開札当日、立会いされる方の印鑑は不要です。

4 入札書の不受理

次のいずれかに該当する入札書は受理しない。

- (1) 公告に示した以外の方法により提出されたもの
- (2) 入札書到着期限を過ぎたもの
- (3) 封筒に、入札番号及び業務名が記載されていなかったり、記載された事項が公告に定めた事項と異なっていたりするなどの理由により対象業務を識別することが困難であるもの

5 入札金額の記載

消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札

- (2) 落札者が決定するまでに入札参加資格要件に該当しなくなった者が行った入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 同一人が2以上の意思表示をした入札
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札
- (7) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (8) 予定価格を超えた入札（公告時に予定価格を公表する場合に限る。）
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札参加資格要件確認書類の提出

予定価格の範囲内で最低の入札価格を提示した者を落札候補者とし、入札参加資格要件の有無を審査する。入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 入札参加申込書 1部
- (2) 入札書 1部

8 落札者の決定方法

落札候補者となる同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者について、入札担当課が指定する日時及び場所に参集を求め、くじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

落札候補者の入札参加資格要件について審査した結果、資格を有すると認められた場合、落札候補者を落札者とする。

落札者には、落札決定通知書により通知し、魚津市ホームページ等で公表する。

9 契約保証金

魚津市契約規則第32条第1項第3号の規定により免除

10 その他

- (1) 本入札は、公告記載事項のほか、魚津市契約規則に基づき実施する。
- (2) 本入札に係る書類は、魚津市役所都市計画課及び魚津市ホームページから入手できる。
- (3) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類は、落札者の決定以外の目的には使用しない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市産業建設部都市計画課 まちづくり交通係 TEL(0765)23-1380 FAX(0765)23-1066 ※入札書の到着に関する照会には応じられません。
--

魚津市民バス（市街地巡回ルート東・西回り）運行業務仕様書

概要

この仕様書は、道路運送法第78条（昭和26年法律第183号）の規定に基づく自家用有償旅客運送により行う魚津市民バス市街地巡回ルート東・西回りの運行及びその管理について、委託契約を締結するために定めるものです。

なお、ここに記載されていない事項については、委託者である魚津市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1 事業の目的

市街地を中心とした区域に魚津市民バスを運行し、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、もって市民の福祉を増進し、地域活性化の促進と市街地における生活利便性及び市民の回遊性を向上させることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業主体 甲（魚津市、令和4年10月11日付け自家用有償旅客運送者登録 北富市交第3号（別紙登録証写し参照）

(2) 委託業務の概要

ア 車両の管理

イ 市民バスの運行業務

ウ 使用料の徴収

(3) 運行期間及び運行日 令和5年4月1日～令和7年3月31日の間、毎日運行

※1 運休日 12月31日～1月3日を運休日とする。

※2 運行日数 令和5年度は362日、令和6年度は361日

(4) 使用車両

甲が乙に無償で車両を貸与し、運行を実施。ただし、緊急時等において代車で運行する必要が生じた場合は、乙が準備する車両により運行すること。なお、代車は、原則として下記車両の乗車定員又は座席数以上を確保するものとし、代車費用は、1日1ルート当り28,000円以下とする。

○ 小型低床バス2車両（日野ポンチョ・ロングボデー 乗車定員33人、座席数17席、平成25年3月式、型式HX9JLBE）により運行。

(5) 運行ルート 市街地巡回ルート東・西回りの双方向の2ルート

○ ルート（別図参照）

○ 停留所名及び時刻表（別表参照） 【東回り】 1周約17.1km、停留所31箇所

【西回り】 1周約16.3km、停留所31箇所

(6) 運行頻度 東・西回りとも「1日8便」

(7) 運行条件

ア ワンマン方式が原則

イ 条例等の遵守 魚津市民バス運行に当たっては、条例、規則及びその他の関係法令を遵守し、利用者が快適にバス利用できるように努めること。

ウ その他 その他については、甲乙協議の上決定する。

(8) 使用料（運賃等）

ア 1人1乗車200円、小学生、中学生及び高校生100円（未就学児童は無料）

※ペイペイ払いの場合は、1人1乗車153円、小学生、中学生及び高校生77円。

イ 回数乗車券（1枚で1乗車とし、13枚綴りで2,000円、小学生、中学生及び高校生は13枚綴りで1,000円）

ウ 一日乗車券（500円。小学生、中学生及び高校生300円。購入した日のみ1日何回でも乗車可能）

※1 回数乗車券及び一日乗車券は、魚津市民バスの市街地巡回ルート東・西回り、上野方、松倉、坪野、中島、天神、経田一道下、片貝、西布施ルートにおいて使用できるものとする。

※2 ②及び③の券は、バス車内及び乙の事業所（営業所）にて販売できるものとする。

(9) 運転手

乙所属の大型（第1種又は第2種）運転免許所有者とし、運行開始前までに甲へ報告すること。※大型第1種のみ取得者は、国土交通省が指定する講義の受講済みであること。

(10) 運行管理等

ア 運転者に対し、適切な指揮監督を行うこと。

- ・運行管理者を選任し、甲へ報告すること。
- ・教育項目は、運転業務、法令並びに非常信号用具、非常口及び消火器等の取り扱い、接客サービス、事故事例の検証等について定期的に行うほか、必要に応じて随時行うこと。
- ・運転状況に変化があるときは、適切な指示を行える体制を確立しておくこと。
- ・自動車の安全確保のため遵守すべき事項及び乗務員の服務規律の指導徹底並びに遵守事項の査察を実施すること。
- ・運転者に乗務指示を行うときは、健康の状況、運行経路の状況、車両の状態等を十分考慮のうえ、適切な割り当て及び配置とすること。
- ・事故惹起運転者、初任運転者、高齢者（65歳以上）には、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、適性診断を受けさせること。

イ 運転者ごとに乗務員台帳を作成し、営業所に備え付けること。

ウ 運転手の勤務時間管理を行い、過労防止を十分考慮した乗務配置とすること。

エ 運転基準図を備えること。

- ・運転基準図を作成し、事務所に常備すること。また、改定する必要が生じた時に、速やかに行うこと。
- ・運転者に対し、運転基準図に基づき適切な指導を行うこと。

オ 運行表を備えること。

- ・停留所の発車及び到着時刻その他運行に必要な事項等を記載した運行表を作成し、変更があったときは速やかに改定するものとし、運転手に携行させること。

カ 乗務の指示を確実に言い、特に早発の禁止の徹底を図ること。

キ 運転手に対し、乗務開始前点呼を実施すること。

- ・原則として、対面により点呼を行い、疾病、疲労、飲酒等の心身状況を聴取するとともに、外観的健康状態及び服装を観察して、サービスの適否を判断すること。
- ・健康状態が不適と認められ、また、その旨本人から申し出があった場合は、事情を判断し、必要に応じ甲の管理者と協議の上、代務運転者を乗務させること。（運行途中も含む。）
- ・天候、道路状況、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等から照らして安全運転に必

- 要な指示、注意を行うこと。
- ・運転免許証、業務上定められた携行品の有無を確認すること。
- ・車両の日常点検及び運行開始前点検の実施を確認すること。
- ク 運転手に対し、乗務終了後点呼を実施すること。
- ・原則として、対面により点呼を行い、運行、道路、車両、旅客の状況について報告を受けること。
- ・乗務記録等、業務上定められた携行品を提出させ、これを点検すること。
- コ キ及びクの点呼を行い、報告を求め、指示したときは、運転手ごとに点呼を行った旨、報告及び指示の内容等を記録し、その記録を1年間保存すること。
- サ 乗務記録の管理を行うこと。
- ・乗務記録を運転手ごとに記入させ、1年間保存すること。
- シ 事故（故障時も含む）等により運行を中断したときは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第18条及び第19条により適切な処置を行うとともに、甲に速報し、誠実かつ責任を持って事故処理にあたること。
- ・事故等の記録及び報告書（重大な事故又は故障のとき）を速やかに甲に提出するとともに、3年間保存すること。
- ス 異常気象時には、甲と協議しながら必要な対応をすること。
- セ 休憩・仮眠等施設の確保及び管理を行うこと。
- ソ 国土交通省から発せられる自動車事故警報等に基づく事故防止対策に関する通知の実施について周知徹底すること。

(11) 車両整備管理

- ア 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の4の規定に基づく整備管理者の有資格者の中から、整備管理者を選任し、適切な車両整備を行うとともに、車両の状態に基づいた運行指示を行うこと。
- イ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2第1項の規定に基づく日常点検を車両の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第1条の国土交通省で定める技術上の基準（自動車点検基準に定める基準）により、目視等で車両の点検を行うこと。
- ウ 運行開始前点検を1日1回、自動車点検基準に定める基準により点検を行うこと。
- エ 自動車点検基準に定める基準により定期点検を3か月ごとに行うこと。
- オ 車内清掃は、運行開始前と終了後に必ず実施すること。
- カ 洗車は、1日1回実施するように努めること。
- キ 運行終了後、施錠のうえ所定の位置に格納すること。

(12) 報告について

- 乙は、必要に応じて下記のとおり報告するものとする。
- ア 運行管理者及び従事者（運転手等）報告書…契約後、運行開始5日前までに提出すること。
- イ 乗降調査
各ルートにおいて乗降調査（運行した次の日を目途に、甲へFAXにて報告）を実施するとともに、甲が実施するアンケート調査に協力すること。
- ウ 3か月点検及び車検、点検に関する報告…各点検時のチェックシートを提出すること。
- エ 事故報告書…事故又は、修理が必要なときは、乙は甲へ速やかに報告書にて報告すること。

- オ 年度上半期事業報告書…令和5年9月30日及び令和6年9月30日の運行が終了した時点において、年度上半期分の事業報告書を乙は速やかに甲へ提出すること。
- カ 苦情処理簿…乙で受付した苦情処理については、その対応内容も含め、速やかに甲へ書面（FAX可）にて報告すること。
- キ その他…甲は必要があるときは、乙に対して委託業務実施状況について、報告を求めることができ、乙は速やかに報告するものとする。

3. 事業費の算出内容

番号	項目	算出内容
(1)	運転手人件費	<p>運転手の人件費は、下記の運行時間に安全点検や準備、後片付け、回送の時間を含めたもので算定すること。なお、回送時間を含めると連続4時間以上の運転とならない人員配置とすること。</p> <p>(運行時間)：東回り 8時50分～18時05分 7時間02分(回送20分含む) 西回り 9時20分～18時35分 7時間02分(回送20分含む)</p>
(2)	運行管理費	<p>事業運行に伴う運行管理費 運行管理に伴う人件費、消耗品費、光熱費、事務費等を含むものとする。</p>
(3)	燃料・油脂費	<p>(燃料費)</p> <p>委託期間の総運行距離（事業運行距離に回送距離を加算したもの）に軽油単価を乗じたものとする。なお、入札時における市想定軽油単価は次のとおりとする。毎月の市契約軽油単価の平均値と入札軽油単価との比較により、年度末に清算するものとする。</p> <p><u>ただし、年度末に精算した金額が、委託業務に係る契約年度割額の上</u> <u>下1%相当額の範囲を越えた場合に、越えた部分についてのみ清算行為</u> <u>を行う。</u></p> <p>なお、車両の燃費については、メーカーのカタログによると6.5km/Lとされているが、市では一般的に実燃費との差が生じることや運行実態を勘案し、3.7km/Lを想定燃費としている。入札にあたっては、市想定よりも優れた燃費で積算してもよいが、実燃費が入札時の想定を下回った場合でも、市がその補填を行わないので、あらかじめ留意願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市想定軽油単価：148円/ℓ（税込み） ・精算対象額の計算方法 <ul style="list-style-type: none"> ①契約時の市想定軽油単価に基づく燃料・油脂費当初請負相当額 当初全体請負額×（燃料・油脂費当初設計額÷契約時全体設計額） ・・・ア ②毎月の市契約単価の平均値に基づく燃料・油脂費変更請負相当額 ア×（市契約軽油単価平均値÷市想定軽油単価）・・・イ ③（アとイの差額）>（委託業務に係る契約年度割額の1%）の場合に、（アとイの差額）－（委託業務に係る契約年度割額の1%）が精算対象。 <p>(油脂費) エンジンオイルは1万km毎の交換を目安とする。</p>
(4)	車両管理費	<p>車両管理費は以下の経費とする。 (タイヤ交換、組替え費用及び廃タイヤ処分費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①夏季のタイヤ交換…6万kmに1回の交換を目安

		<p>②冬季のタイヤ交換…2万kmに1回の交換を目安 <u>※2年間の想定走行距離【回送を除く】約20万km</u> 交換目安キロ数に達した時点で、「すべてのタイヤを交換する」前提で積算を行うこと。ただし、交換目安キロ数に満たない場合で、タイヤの偏磨耗等により、安全走行に支障をきたすと判断される場合は、甲乙協議のうえ、状況に応じて一部タイヤを交換することができる。</p> <p><u>なお、現在車両に装備されている夏タイヤ及び冬タイヤについては、新品に交換し、既存タイヤの処分した上で運行を開始する前提で積算行うこと。</u></p> <p>③運行期間中におけるタイヤ履き替え、組替え費用</p> <p>(整備点検費用、簡易修繕費用及びタイヤ交換費用)</p> <p>①各種定期検査…3か月点検等費用、点検時の代車費用 ②車検費用…自動車税、自動車重量税、自賠責保険料、車検時の代車費用 車検については、令和6年3月及び令和7年3月を予定 ③タイヤ交換費用…安全走行に支障をきたすと判断される場合のタイヤ交換費用 ④②、③に伴う整備修繕費用など ②に伴う整備修繕費用や簡易修繕及び③については、1車両につき1,500,000円(1年分750,000円)とし、2車両で3,000,000円を限度額とする(これを超える分は、各年度末に精算等により対応する)。</p> <p>(任意保険) 任意保険は、下記の内容以上のものとし、運行開始5日前までに市へ契約書の写しを提出すること。 ①車両保険に加入すること。 ②対人賠償及び対物賠償保険は1事故1人当たり無制限のものに加入すること。 ③搭乗者傷害保険は1人当たり1千万円以上でかつ、入院日額10,000円・通院日額5,000円または部位症状別払い以上のものとする。</p> <p>④無保険者傷害保険に加入すること。 ⑤人身傷害保険は、1人あたり3千万円以上のものに加入すること。 (消耗品等その他車両管理に必要な経費) タイヤチェーン、洗車用具及び不凍液など、通常の車両管理に伴う諸費用</p>
(5)	その他の経費	上記以外の費用で魚津市民バス運行事業に必要な経費

※1 入札は、前各号の事業費の総額で行うものとし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

※2 事業費の例外について

ア 簡易修繕以外の修繕については、基本的に甲の負担とするが、修繕の内容ごとに協議を行うものとする(別紙契約書案第11条参照)。

イ 当事業実施に伴う時刻表等のチラシ及びポスターの印刷費用、広告費用等については、甲が作成し、乙はその配布、掲示について協力する。

4 入札及び契約方法等

(1) 条件付き一般競争入札

3の事業費の算出内容に基づき、別紙入札書で入札を実施する。

なお、**記載する金額は、2年間の総事業費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。**

(2) 委託契約額の支払と精算等

ア 支払業務

委託料の支払いは、委託契約金額を24回に分割して支払うものとする。なお、委託料の年度割額及び月ごとの支払い金額は、甲乙の協議のうえ、契約書に定めるものとする。

令和5年4月分から令和7年3月分までの委託料の支払額は契約書に定める金額とし、事業が終了した月の翌月の10日までに、乙は甲へ請求するものとする。

令和6年3月分及び令和7年3月分の委託料の支払いは、当該年度の委託料年度割額から当該委託年度中の協議に基づく運休等により減額となった費用及び簡易修繕分としての限度額を超えて修繕を行ったことによる増額となった費用、燃料単価の上下に伴い燃料費が増減した費用等を加除した金額で、乙は甲へ請求するものとする。

なお、甲は、乙の適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

イ 精算業務

乙は、各年度終了後15日以内に事業精算書を甲へ提出し、甲の検査を受け、委託料を精算するものとし、年度ごとの最終月に調整して支払うものとする。

ウ 1日1両当たりの運行費用

乙は、上記の精算業務等を適正に行うため、委託契約後、速やかに3-(1)~(5)について、運行日数と車両数で割り戻した「1日1両当たりの魚津市民バス（市街地巡回東・西ルート）運行見積書」を甲へ提出すること。なお、この見積書に基づき精算業務等を行うものとする。

(3) 使用料の納入

甲は、乙へ使用料徴収事務を委託する。

乙は、事業が終了した月の使用料収入（運賃収入、一日乗車券、回数券）を取りまとめ、翌月の5日までに別紙収入金額一覧表を甲へ報告するとともに、甲の指定する様式に基づき速やかに甲へ納入する。

甲は納入するために必要な書類を、事前に甲が準備し、乙へ引渡すものとする。

(4) その他

その他については、別紙契約書（案）参照

5 事業実施に対する留意事項

(1) 法令及び条例、規則及び要綱を遵守すること

(2) 安全運行の実施と利用者の安全を確保すること

(3) バス利用推進及び公共交通活性化のための対外的広報活動や啓発は、甲乙協議して、積極的に取組むものとする

(4) 再委託は禁止する

入札参加申込書

令和 5年 3月 日

魚津市長 村 椿 晃 殿

住 所
商号又は名称
氏 名
電 話 番 号 ()

印

魚津市が行う下記条件付き一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

業務名	開札日時
魚津市民バス（市街地巡回ルート東・西回り）運行業務	令和5年3月15日(水) 午前10時00分

注意事項

- 使用する印鑑は、提出書類すべて同じもの（入札参加資格を有する者にとっては、市に届け出ているもの）を使用してください。
- 法人の場合は、社印と代表者印を押印してください。

入 札 書

令和5年 3月 日

魚津市長 村 椿 晃 あて

所 在 地
会 社 名
代表者氏名

記

1. 業 務 名 魚津市民バス(市街地巡回ルート東・西回り)運行業務
2. 業 務 場 所 魚津市市街地一円
3. 委 託 期 間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
4. 入札金額

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(内 訳)

運転手人件費	円
運行管理費	円
燃料・油脂費	円
車両管理費	円
その他の経費	円
消費税及び 地方消費税	円
計	円

令和5年 3月 日

魚津市長 村 椿 晃 あて

受 託 者

令和5年度及び令和6年度魚津市民バス（市街地巡回ルート東・西回り）運行見積書

1. 運行費用（1日1両あたり）

区 分	金 額	備 考
運転手人件費	円	付帯人件費込
運行管理費	円	
燃料・油脂費	円	軽油 円/ℓ（税込み単価）
車両管理費	円	
その他の経費	円	
消費税及び 地方消費税	円	
計	円	

2. 代車費用

代車費用	円	1ルート分（故障時等の代車） 消費税及び地方消費税を含む。
------	---	----------------------------------

3. 見積期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

（令和5年12月31日から令和6年1月3日まで及び令和6年12月31日から
令和7年1月3日までの期間を除く）

4. 運行日数 東回り 722日（令和5年度362日 令和6年度361日）

西回り 722日（令和5年度362日 令和6年度361日）

5. 運行距離 1周 東回り 17.1km

1周 西回り 16.3km

6. 運行回数 東・西回りとも1日8便

7. その他 受託者は契約後速やかに、この見積書を提出してください。

魚津市民バス時刻表（案）【市街地巡回ルート西回り】（R5年4月～）

停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
魚津駅前【発】	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:50
アップルヒル前	9:24	10:24	11:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:54
上村木南(谷川歯科医院前)	9:25	10:25	11:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:55
サンプラザ前	9:28	10:28	11:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:58
下村木児童公園前	9:29	10:29	11:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:59
魚津郵便局前	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	15:30	16:30	18:00
尾崎かまぼこ館前	9:32	10:32	11:32	13:32	14:32	15:32	16:32	18:02
メガドンキ・ユニー魚津店前	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	15:36	16:36	18:06
新川文化ホール前	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	15:37	16:37	18:07※
満天の湯前	9:39	10:39	11:39	13:39	14:39	15:39	16:39	18:08
下中島公民館口	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	15:40	16:40	18:09
住吉1区	9:42	10:42	11:42	13:42	14:42	15:42	16:42	18:11
住吉2区	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	15:43	16:43	18:12
住吉郵便局前	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	15:43	16:43	18:12
新住吉西	9:45	10:45	11:45	13:45	14:45	15:45	16:45	18:14
三ヶ北	9:45	10:45	11:45	13:45	14:45	15:45	16:45	18:14
水族館前	9:48	10:48	11:48	13:48	14:48	15:48	16:48	-
町三ヶ公民館前	9:50	10:50	11:50	13:50	14:50	15:50	16:50	18:16
上町1区会館前	9:51	10:51	11:51	13:51	14:51	15:51	16:51	18:17
橋場	9:52	10:52	11:52	13:52	14:52	15:52	16:52	18:18
県総合庁舎前	9:53	10:53	11:53	13:53	14:53	15:53	16:53	18:19
電鉄魚津駅前	9:56	10:56	11:56	13:56	14:56	15:56	16:56	18:22※
信金本店前	9:57	10:57	11:57	13:57	14:57	15:57	16:57	18:23※
中央通りイベントホール前	9:58	10:58	11:58	13:58	14:58	15:58	16:58	18:24※
諏訪町・本町二丁目	9:58	10:58	11:58	13:58	14:58	15:58	16:58	18:24※
魚津港前	9:59	10:59	11:59	13:59	14:59	15:59	16:59	18:25※
埋没林博物館前	10:00	11:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00	-
海の駅蟹気楼	10:03	11:03	12:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:27※
ありそドーム前	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:29※
道下公民館口	10:06	11:06	12:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:30※
魚津市役所前	10:08	11:08	12:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:32※
魚津駅前【着】	10:11	11:11	◆12:11	14:11	15:11	16:11	◆17:11	◆18:35

●問合せ先 : 魚津市役所都市計画課

(TEL 0765-23-1380)

魚津市民バス時刻表（案）【市街地巡回ルート東回り】（R5年4月～）

停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
魚津駅前【発】	8:50	9:50	10:50	12:50	13:50	14:50	15:50	17:20
魚津市役所前	8:51	9:51	10:51	12:51	13:51	14:51	15:51	17:21
道下公民館口	8:53	9:53	10:53	12:53	13:53	14:53	15:53	17:23
ありそドーム前	8:53	9:53	10:53	12:53	13:53	14:53	15:53	17:23
海の駅蜃気楼	8:55	9:55	10:55	12:55	13:55	14:55	15:55	17:25※
埋没林博物館前	8:58	9:58	10:58	12:58	13:58	14:58	15:58	-
魚津港前	8:59	9:59	10:59	12:59	13:59	14:59	15:59	17:27
諏訪町・本町二丁目	9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:28
中央通りイベントホール前	9:01	10:01	11:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:29
信金本店前	9:02	10:02	11:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:30
電鉄魚津駅前	9:05	10:05	11:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:33
県総合庁舎前	9:06	10:06	11:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:34
橋場	9:07	10:07	11:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:35
上町1区会館前	9:08	10:08	11:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:36
町三ヶ公民館前	9:09	10:09	11:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:37
水族館前	9:12	10:12	11:12	13:12	14:12	15:12	16:12	-
三ヶ北	9:13	10:13	11:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:39
新住吉西	9:13	10:13	11:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:39
住吉郵便局前	9:15	10:15	11:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:41
住吉2区	9:15	10:15	11:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:41
住吉1区	9:16	10:16	11:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:42
下中島公民館口	9:17	10:17	11:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:43
満天の湯前	9:20	10:20	11:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:46
新川文化ホール前	9:21	10:21	11:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:47※
メガドンキ・ユニー魚津店前	9:24	10:24	11:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:48
尾崎かまぼこ館前	9:26	10:26	11:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:50
魚津郵便局前	9:28	10:28	11:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:52※
下村木児童公園前	9:28	10:28	11:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:52※
サンプラザ前	9:32	10:32	11:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:56※
上村木南(谷川歯科医院前)	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:57※
アップルヒル前	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	15:36	16:36	18:00※
魚津駅前【着】	9:41	10:41	◆11:41	13:41	14:41	15:41	◆16:41	◆18:05

●問合せ先 : 魚津市役所都市計画課

(TEL 0765-23-1380)

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の6の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録（更新）を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

北富市交第3号

2. 登録の有効期間

令和7年9月30日

3. 名称、住所、代表者の氏名

魚津市

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市長 村椿 晃

4. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5. 路線又は運送の区域

別添のとおり

6. 登録に付す条件

なし

令和4年10月11日

北陸信越運輸局富山運輸支局長 蝶名林 幸雄





別添

路線

		起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1	市民バス 市街地巡回 東ルート	魚津市釈迦堂一丁目1番1号 (魚津駅)	電鉄魚津駅 (東回り)・ サンプラザ前	魚津市釈迦堂一丁目1番1号 (魚津駅)	17.1 km
2	市民バス 市街地巡回 西ルート	魚津市釈迦堂一丁目1番1号 (魚津駅)	電鉄魚津駅 (西回り)・ サンプラザ前	魚津市釈迦堂一丁目1番1号 (魚津駅)	16.3 km
3	市民バス 上野方 ルート	魚津市本江3197-1 (魚津消防署前)	電鉄魚津駅・ サンプラザ前 労災病院前	魚津市釈迦堂一丁目1番1号 (魚津駅)	行:17.1 km 帰:16.0 km
4	市民バス 松倉 ルート	魚津市鹿熊字中割1667-1 (鹿熊)	電鉄魚津駅・ サンプラザ前 労災病院前	魚津市六郎丸992 (労災病院)	行:11.2 km 帰:14.0 km
5	市民バス 坪野 ルート	魚津市坪野541 (坪野)	電鉄魚津駅・ サンプラザ前 労災病院前	魚津市六郎丸992 (労災病院)	行:15.9 km 帰:14.2 km
6	市民バス 中島 ルート	魚津市下椿8番地 (魚津もくもくホール)	電鉄魚津駅・ サンプラザ前 労災病院前	魚津市六郎丸992 (労災病院)	行:22.3 km 帰:20.8 km
7	市民バス 天神 ルート	魚津市東山 (東山円筒分水槽前)	江口研修センター 前・サンプラザ前	魚津市釈迦堂一丁目1番1号 (魚津駅)	行:17.6 km 帰:18.6 km
8	市民バス 経田一道下 ルート	魚津市浜経田466 (経田公民館)	魚津駅、サンプラザ 前、末広町、労災病 院前	魚津市浜経田466 (経田公民館)	行:17.8 km 帰:14.6 km